

神戸市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

次の表の類型に掲げる審査請求に該当するものについては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項第5号の規定により、神戸市行政不服審査会（以下「審査会」という。）への諮問を要しないものとする。

番号	類 型	理 由
3	<p>（児童相談所長が児童福祉法第28条第1項第1号又は第2号ただし書の承認を得て採った同法第27条第1項第3号の措置に関する審査請求）</p> <p>児童相談所長が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条第1項の規定により行った一時保護の期間中に同法第28条第1項第1号又は第2号ただし書の承認の申立てをし、当該申立てに係る家庭裁判所の承認を得て採った同法第27条第1項第3号の措置に関する審査請求（当該審査請求の趣旨が当該措置の取消し又は解除を求めるものに限る。）</p>	家庭裁判所については行政不服審査法第43条第1項第1号に規定する「審議会等」には該当しないが、児童福祉法の規定に基づき処分を行うに当たり家庭裁判所の承認を必要とする点においては、同号に規定する場合と同様、処分の段階で判断を公正かつ慎重に行うための手続を既に経ているものであり、審査会への諮問は不要であると認められるため。
4	<p>（児童相談所長が児童福祉法第33条第5項本文の家庭裁判所の承認を得て行った引き続いての一時保護に関する審査請求）</p> <p>児童相談所長が児童福祉法第33条第1項の規定により行った一時保護の期間中に同条第5項本文の規定による承認の申立てをし、当該申立てに係る家庭裁判所の承認を得て行った同条第1項の規定による一時保護に関する審査請求</p>	